



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 165/2024年9月号

発行日：2024年9月25日

9月18日に、東京では観測史上初の最も遅い猛暑日を観測した日に、米国の中央銀行にあたる米連邦準備制度理事会（FRB）は政策金利を0.50%幅引き下げ、インフレ抑制から雇用の下支えへと政策の重心を移しました。利下げはコロナ禍初期の2020年3月以来、4年半ぶりです。歴史的な円安局面から一転、経済情勢の変化の兆しとともに、秋の訪れが待ち遠しい今日この頃です。

### 最新情報（2024年8月1日～2024年8月31日）

#### 1. 業種別委員会

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内容	適用時期等
2024年 8月14日	公開草案	「業種別委員会実務指針第38号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」の改正について」（公開草案）の公表について	日本公認会計士協会（業種別委員会）は、業種別委員会実務指針第38号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」の見直しについて一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。 2024年6月7日に改正投資事業有限責任組合契約に関する法律（以下「LPS法」という。）が公布され、LPS法第8条第2項において、監査意見の対象について、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書に係るものに限ることとされました。本改正は、これを受けて本実務指針の見直しを行ったものです。	原則として改正LPS法の施行日以後開始する事業年度又は会計期間に係る監査から適用を予定
2024年 8月14日	改正	「業種別委員会実務指針第41号「銀行等金融機関の四半期レビューに関する実務上の取扱い」の改正について」及び「公開草	日本公認会計士協会（業種別委員会）は、2024年8月9日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会実務指針第41号「銀行等金融機関の四半期レビューに関する実務上の取扱い」の改正について」を公表いたしました 今般の金融商品取引法に基づく四半期開示制度の見直しを受けて、読替え、修正や削除が必要になる事項を中心に改正を行ったものです。	2024年4月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度に係る期中財務諸表に対する期中レビューから適用

		案に対するコメントの概要及び対応」の公表について		
2024年 8月15日	改正	「業種別委員会実務指針第72号「生命保険会社における任意の期中レビューに係る実務指針」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について	<p>日本公認会計士協会（業種別委員会）は、2024年8月9日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会実務指針第72号「生命保険会社における任意の期中レビューに係る実務指針」」を公表いたしました。</p> <p>今般の金融商品取引法に基づく四半期開示制度の見直しに伴い、期中レビューに関する実務指針が整理され、年度の財務諸表の監査を実施する監査人が行う、金融商品取引法における中間財務諸表に対するレビュー以外の期中レビューに関する実務の指針として、期中レビュー基準報告書第2号「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」が新設されたことから、生命保険会社における任意の四半期レビューに係る実務指針を見直し、期中レビュー基準報告書第2号に基づく実務指針として新たに取りまとめたものです。</p> <p>なお、本実務指針の公表をもって、保証業務実務指針 2450「生命保険会社における任意の四半期レビューに係る実務指針」は廃止いたします。</p>	2024年4月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度に係る期中財務諸表に対する期中レビューから適用

## 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2024年 8月5日	コメント	IASB 公開草案「企業結合-開示、のれん及び減損（IFRS 第3号及びIAS 第36号の修正案）」に対する意見について	<p>2024年5月8日に国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board : IASB）から、公開草案「再生可能電力に係る契約(IFRS 第9号及びIFRS 第7号の修正案)」が公表され、意見が求められました。</p> <p>日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、2024年8月2日付けで提出いたしました。</p>	—

## 3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

## 4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

特になし

## 5. IT 関係（テクノロジー委員会）

特になし

## 6. その他（会計制度委員会等）

特になし

## II. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

#### 企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」の公表

ASBJ は 2024 年 9 月 13 日に、企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指針」（以下、「リース会計基準等」）を公表しました。

2016 年 1 月に国際会計基準審議会 (IASB) より国際財務報告基準 (IFRS) 第 16 号「リース」(以下「IFRS 第 16 号」という。) が公表され、同年 2 月に米国財務会計基準審議会 (FASB) より FASB Accounting Standards Codification (FASB による会計基準のコード化体系) の Topic 842「リース」(以下「Topic 842」という。) が公表されました。IFRS 第 16 号及び Topic 842 では、借手の会計処理に関して、主に費用配分の方法が異なるものの、原資産の引渡しによりリースの借手に支配が移転した使用権部分に係る資産（使用権資産）と当該移転に伴う負債（リース負債）を計上する使用権モデルにより、オペレーティング・リースも含むすべてのリースについて資産及び負債を計上することとされていました。

リース会計基準等の公表により、以下の用語が変更されます。

- リース取引 ⇒ （変更後）リース
- リース資産 ⇒ （変更後）使用権資産
- リース債務 ⇒ （変更後）リース負債

また、借手のリースの費用配分の方法について、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルにしました。また、借手のリース期間について、IFRS 第 16 号の定めと整合的に、借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間に、借手が行使用することが合理的に確実であるリースの延長オプションの対象期間及び借手が行使用しないことが合理的に確実であるリースの解約オプションの対象期間を加えて決定することとしています。

リース会計基準等は、原則として 2027 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用されます。業種の如何に問わず、リースを利用する企業にとって多大なる影響を及ぼすこととなりますので、今後の会計実務の動向に注視する必要があります。

以上

#### 【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒162-0824

東京都新宿区揚場町 1 番 1 号 揚場ビル 3 階

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703